

## 1. 議事日程

〔令和元年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和元年12月9日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 議案第65号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例                              |
| 日程第4  | 議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例           |
| 日程第5  | 議案第67号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第6  | 議案第68号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7  | 議案第69号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第8  | 議案第70号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第9  | 議案第71号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について   |
| 日程第10 | 議案第72号 市の境界の決定に関する意見について                                    |
| 日程第11 | 議案第73号 安芸高田市森林環境譲与税基金条例                                     |
| 日程第12 | 議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について                                    |
| 日程第13 | 議案第75号 安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例                             |
| 日程第14 | 議案第76号 安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第15 | 議案第77号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                             |
| 日程第16 | 議案第78号 芸北広域環境施設組合同規約の変更について                                 |
| 日程第17 | 議案第79号 安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例                            |
| 日程第18 | 議案第80号 安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例                                 |
| 日程第19 | 議案第81号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）                              |
| 日程第20 | 議案第82号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第21 | 議案第83号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第22 | 議案第84号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第23 | 議案第85号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                       |
| 日程第24 | 議案第86号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                 |

- 日程第25 議案第87号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第88号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第89号 令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教 育 長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業振興部長	重永充浩	産業振興部特命担当部長	行森俊莊
建設部長兼公営企業部長	蔵城大介	教育次長	土井実貴男
消 防 長	山平修	会計管理者	兼村 恵
八千代支所長	佐々木早百合	美土里支所長	寄実正次郎
高宮支所長	児玉 晃	甲田支所長	宮本智雄
向原支所長	佐々木幸浩	総務課長	内藤道也
財政課長	高藤 誠	政策企画課長	河本圭司
税務課長	竹本繁行	環境生活課長	福井 正
人権多文化共生推進課長	中村慎吾		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	佐々木 浩人
総務 係長	國岡 浩祐	主任 主事	岡 憲一



午前10時00分 開会

○先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、浜田市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 浜田一義君。  
○浜田市長 おはようございます。  
本日、令和元年第4回定例会を招集させていただきましたところ、御多用の中、御参集賜り、ありがとうございます。  
ただいま議長より発言の許可をいただきました。  
私ごとで大変恐縮でございますが、貴重な場において私の発言の機会を御配慮いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

このたび、任期満了の4月17日をもちまして、3期12年間にわたる安芸高田市長の職を退任することを決意をいたしました。

議会を初め、多くの市民の皆様方の御理解、御協力を賜り、マニフェストの実現と、市民生活に係る重要事項を優先し、活力と魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

市長として、この12年間、全身全霊で職務を全うしてきたつもりでございます。まだ任期の途中ではございますが、3期12年もの長きにわたり、御支援、御指導を賜りました市民の皆様方、議員の皆様方、関係機関の皆様、そして職員各位に対して、心から感謝を申し上げます。

今後、任期である4月17日まで、これまでと同様、諸施策の推進など、本市の発展のため全力で職務を全うしてまいりまいる所存でございますので、これまで同様、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○先川議長 以上で発言許可を終わります。  
続いて、日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

森岡事務局長。  
○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、5件の報告がありました。

第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、3件の報

告がありました。

第4点、監査委員より、令和元年8月分、9月分、及び10月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番玉重輝吉君、及び4番玉井直子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第4回定例会の運営につきまして、去る12月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月20日までの12日間といたします。

議事の都合により、12月10日並びに12月14日から12月19日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案25件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第81号から第89号までの9件につきましては、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第65号から第67号、並びに議案第73号、74号の5件につきましては総務企画常任委員会へ、議案第75号から第77号の3件につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第79号及び第80号の2件につきましては産業建設常任委員会へ、それぞれ付託することとしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、12月2日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、委員会へ送付して審査することにいたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、10人から通告がありましたの

で、2日間の日程といたし、通告順に、12月11日を6人、12日を4人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第65号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

日程第4 議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第3、議案第65号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」の件、及び日程第4、議案第66号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの定例会へ、条例関係16議案、予算関係9議案、合わせて25議案を提出をさせていただきました。どうぞよろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

議案第65号及び議案第66号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第65号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、創設される会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第66号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第65号で規定いたします会計年度任用職員の創設に伴い、本市の関係する条例を整理するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第65号から議案第66号までの2議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第67号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第5、議案第67号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、施策の推進を図るため職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人広島県土木協会を追加し、また施策の推進を図るために職員を派遣することができる特定法人に、「株式会社道の駅あきたかた」を追加する改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第68号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市  
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第7 議案第69号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅  
費に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第70号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第6、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第70号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第68号から議案第70号までの3議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高

田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告、広島県人事委員会の勧告、及び県内他市の状況を踏まえ、民間給与との較差を是正するため、給与の月額、住居手当の最高支給限度額、勤勉手当の支給月数の引き上げに伴い、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第69号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、常勤の特別職においても適用するため、所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第70号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職及び常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、市議会議員においても適用するため、所要の改定を行うものであります。

以上、3議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第68号から議案第70号までの3議案につきまして、要点の御説明をさせていただきます。

3議案に共通いたします説明資料を提出させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

少し長くなるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

最初に1ページをお願いをいたします。

ここでは、大きな1で、給与勧告制度の基本的な考え方を示しております。人事院勧告について、点線枠内に記載しておりますが、(2)に記載をしておりますとおり、人事院勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保する機能を有するものでございまして、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものでございます。

さらに、その下(3)に記載しておりますとおり、国家公務員の給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるという理由に



よりまして、給与水準が上がる時も、また下がる時もあっても、人事院勧告を尊重することを原則としてきていただいております。

次に、本市の取り扱いについて、その下の点線枠内に記載をいたしております。地方自治体公務員の給与等人事管理に関しましては、人口15万人以上の市、及び特別区には、人事院にかわる機関として、人事委員会が設置されることとなりますが、本市はこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととなります。

また、本市職員の給料表は国家公務員の棒給表を準用しておりますことから、給与設計は人事院勧告、及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であるという考え方にに基づき、毎年、人事院勧告に準じて給与等の改正を行っていただいております。

点線枠内の中段から下へは、地方公務員の給与決定に関して、地方公務員法に規定する4つの原則をお示しいたしております。情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則、条例主義、とこのようなことを考慮することとされております。

次に2ページをお願いします。

ここでは、大きな2で民間給与との較差に基づく給与改定について示しております。本年の勧告の内容を記載したものでございます。

まず、1の民間給与との比較についてでございますが、本年における民間給与の実態を調査した、調査客体の状況を表で示しております。その結果、表の下側になりますが、月例給では、民間給与との較差は国家公務員が平均387円、率にして0.09%下回っているとなっております。また、ボーナスでは国家公務員が0.06月下回っているという結果となっております。

次に3ページをお願いします。

2の給与改定の内容と考え方についてでございます。民間給与との比較内容を踏まえた勧告の内容について整理をいたしております。

まず月例給は、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、行政職において、初任給を1,500円引き上げ、これを踏まえて30歳代半ばまでの職員が在籍する号給について、所要の改定を行い、全体で平均0.1%の改定率とし、本市も行政職と消防職にこれを採用いたします。

この改定に伴う影響範囲は、平成31年4月1日にさかのぼって支給すること、対象は全職員であること、また影響額は約155万2,000円でございます。

次に、ボーナス、いわゆる期末勤勉手当でございますが、これにつきましては、民間の支給割合に見合うように現行の4.45月から0.05月引き上げ、4.5月とし、その引き上げ分は勤勉手当に配分することといたします。この措置も月例給と同様、本市の行政職、及び消防職で採用をいたします。なお、下段上側の表は、令和元年度において、6月期の期末手当、勤勉手当が支給済みであることから、引き上げ分の0.05月は12月

の勤勉手当に加算することとし、令和2年度以降は6月と12月の勤勉手当に均等に割り振ることを示すもので、以降説明いたします任期付職員、常勤の特別職、及び市議会議員において、同様の手法で支給をしていくための改正条例案といたしております。一番下の表は、再任用職員の支給月数ですが、人事院勧告に基づく改定がございませんので、現行どおりでございます。

次に4ページをお願いいたします。

一番上の表での任期付職員につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行3.35月を3.4月といたします。

次に、市長、副市長、教育長の三役を指します常勤の特別職、及び市議会議員につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行4.45月を4.5月といたします。この改定に伴う影響範囲は、条例施行後、及び補正予算成立後の支給であること、対象は再任用職員を除く行政職、及び消防職等を含む全職員であること、また影響額は784万3,000円でございます。

次に、住居手当についてですが、公務員宿舍の使用料の上昇を考慮して、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げることとされ、本市も国の制度改正に合わせ、対応をいたします。この改定に伴う影響範囲は、令和2年4月1日から施行すること、影響額は約94万8,000円の減額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、合併以降の人事院勧告の状況を一覧表にまとめております。表の一番下の行に示しておりますとおり、平成16年からの通算では月例給が0.55%の増、ボーナスが0.1月の増となっており、この15年間で水準に余り変化がない状況でございます。

なお、次の6ページ、7ページの内容につきましては、毎年と同様の資料を提出させていただいておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

8ページをお願いします。

大きな5として、公務員人事管理に関する報告として、重立ったものを記載しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上で資料の説明を終わります。続いて議案の説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

1ページの新旧対照表ですが、右が改正前、左が改正後になります。

改正条例第1条「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。第8条では、議案では記載は省略しております第6条において、同様の読みかえの規定があることから、文言の整理を行うものでございます。

次に2ページをお願いいたします。

第15条、及び第25条では、各条文内での文言の整理を行うものでござ

います。

3ページをお願いします。

第29条の勤勉手当の改正でございます。先ほど説明資料で説明いたしましたように、左の改正後では、第2項、第1号で職員の12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げ、100分の97.5とする内容でございます。次に、別表第1、行政職給料表の改正では、初任給は大卒程度を1,500円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について、平均で約0.1%の引き上げを行う内容で、次の4ページから7ページまでで具体的な詳しい内容を示しておるところです。

また、8ページの別表第2をごらんください。

消防職給料表の改正では、初任給は大卒程度を1,800円引き上げるほか、行政職と同様の改正で、8ページから12ページまでが具体的な改正内容でございます。

13ページをお願いいたします。

改正条例第2条「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。

第15条の住居手当の改正では、先ほど説明資料で説明しましたように、左の改正後では、住居手当を月額4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を1,000円引き上げる内容でございます。

14ページをお願いします。

第29条の勤勉手当の改正では、令和2年度以降のそれぞれの支給月数を示すもので、先ほど説明いたしました説明資料の3ページの表で説明しております、行政職及び消防職職員に適用する条項でございます。

次に、改正条例第3条「安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」でございます。

15ページをお願いします。

第7条において、特定任期付職員給与月額を勧告に基づき1号給を1,000円引き上げる内容でございます。なお、特定任期付職員とは高度の専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事させるために採用するものであることを示し、現在本市では該当する職員はおりません。

次に、第8条、第2項の改正では、左の改正後は12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げ100分の172.5とする内容でございます。

16ページをお願いします。

改正条例第4条「安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」でございます。

改正条例第4条は、先ほど改正条例第3条で改正いたしました条例の施行期日を変えて、再度改正するもので、第8条、第2項において、令和2年4月1日以降は、6月期も12月期も同じ100分の170を支給する内容となっており、これも先ほどの説明資料の4ページの内容と同様でございます。

次に、附則第1条、第1項は、施行期日を定めるもので、基本的には公

布の日からとなりますが、改正条例第2条及び第4条の改正は、令和2年4月1日を施行日といたします。

次に、第2項は、平均で0.1%引き上げることとした給与月額部分の支給は、平成31年4月1日にさかのぼって支給する内容のものでございます。

次に、第2条の給与の内払に関する記述は、先に述べました平成31年4月1日にさかのぼって給与を支給すること、勤勉手当については6月期を既に支払っていることから、これまで支払った給与分は、内払であったことを示す内容でございます。

次に、第3条の住居手当に関する経過措置の記述は、住居手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を講ずる内容でございます。

次に、議案第69号をお願いをいたします。

1ページの新旧対照表でございますが、右が改正前、左が改正後になります。

改正条例第1条「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

第4条の通勤手当等の改正では、常勤の特別職の期末手当について職員に準じて0.05月引き上げ、100分の222.5を100分の227.5とする内容でございます。

次に、改正条例第2条は、改正条例第1条で改正した条例は施行期日を変えて、再度改正するもので、令和2年4月1日以降、6月と12月期の期末手当は、いずれも100分の225とする内容でございます。

次に、3ページをお願いをいたします。

附則につきましては、基本的には先ほどの職員と同様の内容でございますが、第2項で令和元年12月1日を適用している部分は、特別職については給与月額の設定がないことから、期末手当支給に係る基準日となっている12月1日にさかのぼり適用するものでございます。

次に議案第70号をお願いをいたします。

1ページ下段から2ページの新旧対照表ですが、右が改正前、左が改正後になります。

改正条例第1条「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

第4条の期末手当の改正は、市議会議員の期末手当について、職員及び常勤の特別職に準じて0.05月引き上げ、100分の222.5を100分の227.5とする内容でございます。

次に、改正条例第2条は、改正条例第1条で改正した条例を施行期日を変えて、再度改正するもので、令和2年4月1日以降、6月と12月期の期末手当は、いずれも100分の225とする内容でございます。

3ページの附則につきましては、先ほど説明いたしました常勤の特別職と同じ内容でございますので、割愛をさせていただきます。

少し長くなりましたが、以上で要点の説明を終わります。

- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案3件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論がありますので、これより本3件を個別に討論、採決を行います。  
まず、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第69号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
5番 山根温子さん。
- 山根議員 議案第69号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に反対をいたします。  
毎回のことではございますが、この人事院勧告に基づいた期末手当、旅費等の準用は、この人事院勧告自体が一般職員のものであり、それに向けての勧告ということですので、特別職がこの人事院勧告を準用することには反対でございます。  
さらに、現在、安芸高田市は30年度、経常収支比率は97.4%と、上がっております。こういう財政構造の弾力性を示す数値が大変厳しい、弾力性を欠いていると示されている中で、影響額は特別職においては13万2,000円ということではございますが、一つ一つ抑えられるところから抑えていくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。  
次に反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第69号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第70号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
5番 山根温子さん。

○山根議員 議案第70号について、反対をいたします。  
これもまた同じく人事院勧告を議員が準用することについては、これは法的な縛りがないことですので、今財政も厳しい折、さらに議会は議員定数を2名削減に向けた理由として、人口減と市の将来の財政状況を考慮し、削減するとしております。  
また、常任委員会構成等調査研究特別委員会においても、議員報酬のあり方について、検討をしているところでございます。  
ここにおいて、影響額が35万8,000円という今回の期末手当についての引き上げはすべきではないと考えます。  
以上でございます。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。  
次に反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第70号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第71号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

○先川議長 日程第9、議案第71号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第71号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本市が加入しております広島県市町総合事務組合構成団体である、甲世衛生組合が令和2年3月31日をもって組合を解散し、令和2年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴って、組合規約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 それでは、議案第71号について、要点の御説明をさせていただきます。提出しております説明資料をごらんください。

まず1ページでございますけれども、初めに規約変更の趣旨ですが、広島県市町総合事務組合の構成団体である、甲世衛生組合が令和2年3月31日をもって組合を解散し、令和2年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、規約の変更を行うものです。

次に、広島県市町総合事務組合が作成いたしました当該組合規約の変更案の新旧対照表を掲載をいたしております。

右が現行、左が変更案になってます。ごらんいただいておりますとおり、左側の変更案におきまして、別表第1から脱退いたします、甲世衛生組合の項を削除するとともに、別表第2中から甲世衛生組合を削除いたすものでございます。

説明資料の説明は以上でございます。

議案書をお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年4月1日から甲世衛生組合が広島県市町総合事務組合を脱退し、これに伴い、広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、広島県市町総合事務組合同規約の一部から、別表第1、甲世衛生組合の項を削る、及び別表第2中、甲世衛生組合を削るものです。また、附則として施行日を令和2年4月1日といたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第71号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第72号 市の境界の決定に関する意見について

○先川議長 日程第10、議案第72号「市の境界の決定に関する意見について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第72号「市の境界の決定に関する意見について」の提案理由の御説明を申し上げます。

安芸高田市に隣接する三次市との境界が判明できない区域の境界を確定させることについて、広島県知事は、関係市町の意見を聴いてこれを決定することとなっております。

本案は、知事に対する意見について、地方自治法第9条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 それでは、議案第72号「市の境界の決定に関する意見について」、要点の説明をさせていただきます。



本案は、長年未確定でございました安芸高田市甲田町と三次市三和町の市境について、地権者でございます甲田町上小原共有地、並びに下小原共有地と三次市において、裁判の確定内容を境界とすることで合意ができましたことから、広島県に対し市境確定の手續を依頼し、去る11月13日付けで地方自治法第9条の2第1項により意見照会がございましたので、同3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明資料をお願いします。

1ページをお願いします。安芸高田市全図でございます。上が北側、下が南側となっております。

右下の赤丸で示しているところが未確定部分で、市境のラインが入っておりません。

2ページをごらんください。左が甲田町側、右が三次市側で、青色部分において土地所有者が互いに所有権を主張し裁判となり、資料の赤いラインが、平成14年の裁判で確定されました三次市と上小原共有地、下小原共有地の境界でございます。

また、この裁判判決では「隣接する原告と被告の土地の境界は、三次市三和町と高田郡甲田町との町境と重なるべきもの」と述べられておりまして、官民境界が確定したことにより、安芸高田市と三次市の市境も確定したことになります。

続きまして、議案書にお戻りください。議案書の別紙をごらんいただきたいと思えます。1の安芸高田市と三次市との境界未確定区域の境界確定案として、市境を裁判確定における座標番号66から127及び1の点を順次直線で結んだ線とし、それぞれ次のおり座標値とすること。また、2の意見として、これに異議はないこと、これらのことについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

- 先川議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。  
15番 金行哲昭君。

- 金行議員 この分は、上小原と三次市の長い間のいろいろなことがございまして、やっと境界がわかったということで、きょう安芸高田市にこのように議案が出ていますが、三次市に議案が出て、いつ頃、県に意見を提出して、実線が引かれるのは、いつ頃になるのかその1点お聞きします。

- 先川議長 答弁を求めます。  
総務部長 西岡保典君。

- 西岡総務部長 今後のスケジュールなり、完結がいつなのかということの御質疑だと思えますけれども、今回市議会に付議をいたしまして、議決後に議決通知を県に送ります。両市が意見を県知事に提出した後、知事による境界決定が決定されます。その後、両市へ理由を付した決定書が交付されまして、県知事のいわゆる知事処分の確定ということになります。その期間が約30日ぐらいあるだろうと言われております。その後、県から総務

大臣への届出をされまして、最終的に総務大臣の告示が行われて、総務大臣から国の関係行政機関の長への通知ということで完結でございます。

早ければ年度以内、しかしながら手続によっては新年度というふうにお聞きをしているところでございます。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第72号「市の境界の決定に関する意見について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 議案第73号 安芸高田市森林環境譲与税基金条例

○先川議長 日程第11、議案第73号「安芸高田市森林環境譲与税基金条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第73号「安芸高田市森林環境譲与税基金条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が創設をされております。

本案は、その事業の執行と財源の管理を行うため、安芸高田市森林環境譲与税基金を設置する条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第12、議案第74号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第74号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業は、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。

このことから、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第75号 安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例

○先川議長 日程第13、議案第75号「安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第75号「安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、旧安芸高田少年自然の家「輝ら里」を本市の多文化共生を一層推進するための拠点施設として活用するため、設置及び管理条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第76号 安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第14、議案第76号「安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第76号「安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、今後はより一層、福祉分野との連携を図るため、合併以前の名称を引き継いできた、市内4カ所の人権会館の名称を「人権福祉センター」に改めることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第77号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第15、議案第77号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第77号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の納期限を変更するもので、それに伴う国民健康保険税条例の規定を整備するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第78号 芸北広域環境施設組合理約の変更について

- 先川議長 日程第16、議案第78号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第78号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から芸北広域環境施設組合事務局を北広島町役場内から芸北広域きれいセンターに移転することに伴い、組合理約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当課長から要点の説明を求めます。

環境生活課長 福井正君。

- 福井環境生活課長 それでは、芸北広域環境施設組合理約の変更について、要点の御説明を申し上げます。

現在、芸北広域環境施設組合では、共同処理する事務の中に、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務があり、ごみ処理施設は平成7年4月から組合員の事務所から約6キロ離れた、広島県山県郡北広島町河合11080番地18に設置されております。事務所が北広島町役場にあることで、管理者決裁や給与事務等の事務処理面では、大きな利点がありましたが、事務所と処理施設との情報共有や意思疎通の面では、これまでも問題になることがありました。

今回、組合の事務所を施設内の一室に移転することで、事務所職員と施設職員の連携が密となり、業務の効率化が図れ、時には事務局職員が施設内業務を対応する等の組織的な業務も可能となり、施設サービスの向上が図られます。また、施設内の空き室を事務局とすることで、施設の有効活用及び賃借料の削減も見込めるなど利点も多く、事務の効率化の観点から組合の事務所をごみ処理施設と同じ場所であり、広島県山県郡北広島町河合11080番地18に変更するためには、芸北広域環境施設組合理約の変更を行う必要があります。その際必要な地方自治法第286条第2項及び、同法第290条の規定による関係、地方公共団体であります、安芸高田市及び北広島町の議決を求めるものでございます。

続いて、議案の説明になります。資料の組合理約の新旧対照表1ページにつきまして、第4条組合の事務所の位置の変更に当たり、北広島町

有田1234番地を北広島町河合11080番地8に改めるものでございます。施行に関しましては、令和2年4月1日を予定するものでございます。

以上で、要点についての説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第78号「芸北広域環境施設組合規約の変更について」  
の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第79号 安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理  
条例

○先川議長 日程第17、議案第79号「安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第79号「安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、来年春開業予定の道の駅三矢の里あきたかたを公の施設として設置及び管理をするため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定することについて、議会の議決を求めるものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第80号 安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例

○先川議長 日程第18、議案第80号「安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国からの通知を受けて、令和2年4月1日から下水道事業を地方公営企業法の適用とするもので、必要事項を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第81号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第82号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第83号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第84号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第85号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第86号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第87号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第88号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第89号 令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第19、議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第27、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号から議案第89号までの9議案について、一括して提案理由

の御説明を申し上げます。

最初に、議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,885万6,000円を追加し、予算の総額を226億1,609万8,000円とするものであります。

次に、議案第82号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ595万2,000円を追加し、予算の総額を37億8,918万1,000円とするものであります。

次に、議案第83号「令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,096万2,000円を追加し、予算の総額を4億8,074万円とするものであります。

次に、議案第84号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,262万3,000円を追加し、予算の総額を47億1,558万6,000円とするものであります。

次に、議案第85号「令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ382万3,000円を追加し、予算の総額を2億7,325万5,000円とするものであります。

次に、議案第86号「令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万1,000円を追加し、予算の総額を8億3,216万8,000円とするものであります。

次に、議案第87号「令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ297万3,000円を追加し、予算の総額を5億1,977万4,000円とするものであります。

次に、議案第88号「令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万3,000円を追加し、予算の総額を3億6,490万円とするものであります。

次に、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益584万円を増額し、支出につきましては、営業費用を715万



7,000円増額し、予備費を131万7,000円減額をするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、300万円を増額し、予定総額を2億7,144万円とするものであります。資本的支出につきましては、建設改良費を組み替えるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億108万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,366万円、過年度分損益勘定留保資金1億502万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,239万7,000円で補填をするものであります。

以上、9議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。  
次回は、12月11日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員